

1 - ②盗撮行為

事例

A教諭は、学校行事の準備をする生徒の写真を学級だよりに載せる準備をしていた。職員室にある学校のカメラを取りに戻るのが面倒で、持っていた自身のスマートフォンで生徒を撮影したところ、生徒の表情がとてもきれいに撮れたことから、スマートフォンでの撮影が定着していた。

ところが、撮影した数多くの写真の中に、生徒の下着が映ったものがあった。やっではいけないと思いつつ、A教諭はその興奮が忘れられずに、その後、ダンボール箱に自身のスマートフォンを隠し、タイマー機能付きのアプリケーションを使って、生徒の更衣中の動画撮影を繰り返した。

生徒が、更衣室内のスマートフォンを発見したことから、盗撮行為が発覚した。

【A教諭の考え】

普通なら見ることでできないものを見ることにより、一時的な満足感が得られると考え、出来心でやってしまった。繰り返すうちに、盗撮する興奮が忘れられなかった。服務規律について研修を受けていたにもかかわらず、守ることができなかった。



【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○盗撮行為に至らないために、職場でできる防止策はどんなことがありますか。
(環境面、職員の健康面、相談体制など)

○盗撮行為者が出た場合の、児童生徒への影響はどのような事が考えられますか。

○盗撮行為を撲滅するために、あなたはどのようなことを心掛けていきますか。

【盗撮行為撲滅に向けたチェックシート】

盗撮行為は、児童生徒等の心を深く傷付けるだけでなく、法令に違反する重大な犯罪行為であるということを理解しているか。	
盗撮行為が校内で行われた場合、学校教育活動全体に多大な影響を与えることを理解しているか。	
個人所有のスマートフォンやタブレット等の機器を用いて、授業や部活動の様子を撮影することによる危険性を認識しているか。	
個人所有のスマートフォンやタブレット等の機器の使用、持込みに関し、職務監督権者や学校において定められているルールを理解しているか。	
盗撮行為は犯罪であることを知りながら、自己のストレス解消等の目的で行うことで、その後も依存状態となり得ることを理解しているか。	

【その他の事例】

B教諭は、授業中にタブレット端末の録画機能を利用し、女子生徒の胸元から下着を撮影していた。生徒が別の教諭に相談したことで発覚したが、その後の調査で、数か月にわたり盗撮を繰り返していたことが明らかになった。

C教諭は、勤務校の特別教室に、穴を開けた箱にスマートフォンやタブレットを隠して、事前に設置していた。そして、休み時間等に、相談と称して女子児童に個別に声をかけ、次の体育の授業に向けて着替えを持たせううえで特別教室に呼び出して話をした後に着替えを促し、その様子を盗撮していた。

朝、特別教室から出てきた当該教諭を不審に思った職員が特別教室を確認したところ、不審な箱が設置されているのを発見したことで、事実が発覚した。

D教諭は、レストランにおいて卒業生と会食中、向かい合わせに座った卒業生のスカート内をスマートフォンで盗撮した。別の卒業生が気付いて家族に相談したことから発覚した。

職員Eは、所属校の更衣室に小型カメラ及びスマートフォンを設置し、女性職員が着替える様子を盗撮した。職員が、盗撮に用いられた機器を発見したことから発覚した。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

4 公務外非行関係

(11) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となるところにおける他人の姿態の盗撮行為をした教職員は、**停職**又は**減給**とする。

6 児童生徒に対する非違行為関係

(2) わいせつ行為等

ア わいせつ行為（同意の有無を問わない。）を行った教職員は、**免職**とする。

【主な関連法規】

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例

(卑わいな行為の禁止)

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) その性的羞恥心を害し、又は嫌悪の情を催させるような方法で、衣服その他の人が身につける物(以下この条及び第八条において「衣服等」という。)の上から、又は直接に、他人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体(以下この条において「下着等」という。)をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡、写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等下着等をのぞき見し、若しくは撮影することができる状態にすること。

(3) 衣服等を透かして見ることができる写真機等を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の他人の身体を撮影し、又は撮影する目的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてはならない。

(平一七条例六五・平一九条例三三・平二五条例四八・一部改正)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

(児童ポルノ所持、提供等)

- 第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。
- 2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。
 - 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
 - 4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。
 - 5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。
 - 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。